(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道岩内郡共和町ワイス三七二番一地内	前	四八・四五～四八・四五～九二・八〇メートル	○・○七二キロメートル
北海道岩内郡共和町ワイス一一二五番二地内	後	四八・四五～九三・八六メートル	○・○七二キロメートル
	前	五〇・二九～六〇・二〇メートル	○・○六三キロメートル
	後	五四・四九～六四・四五メートル	○・○六三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百二十九号及び二百七十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道岩内郡岩内町字野束二一六番一から同町字野束一番一まで	前	一二・四〇～一二・六〇メートル	○・○一九キロメートル
	後	一四・三〇～一六・六〇メートル	○・○一九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道沙流郡平取町字岩知志一番二から同町振内町一二四番五地先まで	前	二二・〇六～六二・一三メートル	○・二八二キロメートル
	後	二二・〇六～六二・一三メートル	○・二八二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第百二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道茅部郡鹿部町字大岩四八番一〇から同町字本別五三一番六九まで	前	A・B・C	七・六〇～二六・六四メートル	七・〇六三キロメートル
		B・C・D・E・F・G・H・I	一二・一〇～一一四・〇〇	七・三九七
	後	A・B・C	七・六〇～三一・〇七	六・八四二
		D・E・F・G・H・I	一二・一〇～一一四・〇〇	七・三九七

上記A・B・C・D・E・F・G・Hは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第百二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十二号	岩見沢市岡山町二五五番一地内	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
三十九号	北海道網走郡美幌町字高野一八四番一三から同町字高野一八五番一まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部
三百三十五号	北海道目梨郡羅臼町本町三七二番八から同町本町三六一番一まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成二十八年三月二十五日

○沖縄総合事務局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

沖縄総合事務局長　久保田　治

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南城市知念字具志堅金志原四四番二地先から同市知念字具志堅金志原二二番まで	前	七・八二～一六・二二メートル	○・○四八キロメートル
	後	八・七七～二六・六一メートル	○・○四八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

沖縄総合事務局長　久保田　治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十一号	南城市知念字具志堅金志原四四番二地先から同市知念字具志堅金志原二二番まで	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十五日